

森林環境税(仮称)の早期創設を求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、木材生産、国土保全や水源の涵養、地球温暖化防止など多面的な機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十分に果たすためには、間伐などの森林整備・保全を着実に実施する必要がある。

本県においては、スギ人工林を中心に利用期を迎えている森林資源を県民総参加で活用して産業振興や雇用を創出し、地域活性化につなげていく「やまがた森林(モリ)ノミクス」の取組みを進めるとともに、森林の持つ公益的機能の維持増進及び持続的な発揮を図ることを目的に「やまがた緑環境税」を創設し、荒廃のおそれのある森林の整備や県民総参加による森づくりを推進しているところである。

現在、国において、市町村主体の新たな森林整備等を進める財源としての森林環境税(仮称)の創設に向けた検討が進められているところであるが、森林整備等を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

よって、国においては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、市町村が継続的に森林整備等に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税(仮称)を早期に創設すること。
- 2 税の創設に当たっては、税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制整備に対する支援を行うとともに、都道府県の役割を明確にすること。また、税の必要性について全ての国民から理解が得られるよう十分な説明を行うこと。
- 3 都道府県を中心として独自に課税されている森林環境税等の納税者が負担感を増すことのないよう、既存の税制度と調整を行うなどの必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月7日

| | |
|--------|-------|
| 衆議院議長 | 大島理森殿 |
| 参議院議長 | 伊達忠一殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三殿 |
| 総務大臣 | 高市早苗殿 |
| 財務大臣 | 麻生太郎殿 |
| 農林水産大臣 | 山本有二殿 |
| 環境大臣 | 山本公一殿 |

山形県議会議員 志田英紀